

キ又神奈川(貴族)ニ於テハ其ノ動靜時々御返報相煩タレ  
事業主側

強硬ナル態度ヲ持シテ要求ヲ拒絶スルト共ニ時々就業ヲ警告  
シ、他方爭議不參加三十二名ニテ貨物回漕ニ従事セシメ其ノ  
成行ヲ靜觀シ居レリ

右及申(通)報候也

別記

嘆息書

一 仕込金ヲ六十圓ニ制定スルコト  
二 公傷ノ時ハ会社側ニ於テ治療費キリ一切支弁スルコト  
三 不幸ノ場合ハ金五十圓ヲ貸出スルコト  
四 年末中元ニ対シテハ金三十圓ヲ貸出スルコト  
其工場法ニヨリ送付手当ヲ制定スルコト  
右ノ通り嘆息候也

昭和五年六月廿三日

日本労働総同盟日本連合会芝浦地区第一支部

南丸運翰株式会社御中

別記

要本書

一 仕込金ハ六十圓ニ制定スルコト  
二 公傷ノ場合ハ治療費ハ勿論日給全額ヲ支給スルコト  
三 不幸ノ場合ハ金五十圓ヲ貸出スルコト  
四 年末中元ニハ金三十圓ヲ貸出スルコト  
五 工場法ニヨリ送付手当ヲ制定スルコト  
六 業務上ノ不特定災害ニハ其ノ恭リタル損害ヲ会社側ニ於テ負担スルコト  
七 送付手当ヲ制定スルコト  
六月三十日